

公布された条例のあらまし

◇奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

1 附属機関の設置

- (1) なら歴史芸術文化村コミッションを設置し、なら歴史芸術文化村の運営及び活用についての審議に関する事務を担当させることとした。
 - (2) 奈良県研究開発支援補助金選定審査会を設置し、奈良県研究開発支援補助金に係る事業についての審査に関する事務を担当させることとした。
 - (3) 奈良公園魅力向上事業事業者選定委員会を設置し、奈良公園魅力向上事業に係る事業者の選定に関する重要事項についての審査に関する事務を担当させることとした。
- 2 附属機関の廃止
- 奈良らしい農業・農村のあり方検討委員会を廃止することとした。
- 3 施行期日
- 令和二年四月一日から施行することとした。

◇奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 市町村が処理する事務の追加

- 浄化槽法に基づく浄化槽の休止の届出の受理等に係る知事の権限に属する事務を関係市町村が処理することとした。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
 - 3 施行期日
- 令和二年四月一日から施行することとした。

◇奈良県部設置条例の一部を改正する条例

1 部の名称の変更

県に置く部を、総務部、文化・教育・くらし創造部、福祉医療部、水循環・森林・景観環境部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部及び県土マネジ

メント部に変更することとした。

2 部の所掌事務の変更

部の所掌事務を次のとおり変更することとした。

(1) 総務部の所掌事務に、国際交流に関すること、市町村その他公共団体の行政一般に関すること並びに南部地域及び東部地域の振興に関することを追加することとした。

(2) 文化・教育・くらし創造部の所掌事務は、次のとおりとすることとした。

ア 文化及び教育の振興に関すること。

イ 県民生活の安定及び向上に関すること。

ウ 生活衛生に関すること。

エ 少子化対策、女性活躍推進及び子どもの福祉に関すること。

オ 公立大学法人奈良県立大学に関すること。

(3) 水循環・森林・景観環境部の所掌事務は、次のとおりとすることとした。

ア 水資源及び森林の保全に関すること。

イ 林業に関すること。

ウ 環境及び風致の保全に関すること。

(4) 産業・観光・雇用振興部の所掌事務に、観光に関することを追加することとした。

(5) 食と農の振興部の所掌事務は、次のとおりとすることとした。

ア 食の振興に関すること。

イ 農業及び水産業に関すること。

ウ 農用地に関すること。

(6) 県土マネジメント部の所掌事務のうち、都市計画に関することを県土利用及び都市計画に関することに改めることとした。

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日

令和二年四月一日から施行することとした。

◇県費負担教職員定数条例及び奈良県立高等学校等職員定数条例の一部を改正する
条例

- 1 県費負担教職員定数条例の一部改正関係
職員の定数について、次のとおり改めることとした。

県費負担教職員

七、二三〇人 ↓ 七、二四二人

- 2 奈良県立高等学校等職員定数条例の一部改正関係

職員の定数について、次のとおり改めることとした。

中学校及び高等学校

一、九七七人 ↓ 一、九五二人

特別支援学校

一、〇六一人 ↓ 一、〇四四人

- 3 施行期日

令和二年四月一日から施行することとした。

◇職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

- 1 停職の期間の上限の引上げ

停職の期間の上限を六月から一年に引き上げることとした。

- 2 施行期日等

(1) 令和二年四月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

- 1 会計年度任用職員に関する特例

任命権者は、会計年度任用職員の服務の宣誓については、別に定めることができることとした。

- 2 施行期日

令和二年四月一日から施行することとした。

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 給料を支給される会計年度任用職員に係る補償基礎額の定め

給料を支給される職員の補償基礎額は、地方公務員災害補償法に規定する平均給与額の例により算定した額を基礎として、任命権者が知事と協議して定める額とすることとした。

2 施行期日等

- (1) 令和二年四月一日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 特例措置の実施期間

特例措置の実施期間を次のとおり改定することとした。

平成十五年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで ↓ 平成十五年四月一日から令和三年三月三十一日まで

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

令和二年四月一日から施行することとした。ただし、2については、公布の日から施行することとした。

◇財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

1 財政状況の公表の方法の変更

財政状況の要旨を掲載する新聞を、奈良日日新聞及び奈良新聞から奈良新聞に変更することとした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

令和二年四月一日から施行することとした。

◇奈良県監査委員条例の一部を改正する条例

1 内部統制評価報告書の審査

地方自治法の規定により審査に付された内部統制評価報告書については、これを受理した日から六十日以内に意見を付けて知事に回付しなければならないこととした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

令和二年四月一日から施行することとした。

◇奈良県手数料条例等の一部を改正する条例

1 使用料及び手数料の額の改定等

次の使用料及び手数料の額の改定等を行うこととした。

(1) 奈良県手数料条例の一部改正関係

ア 毒物劇物の製造業又は輸入業の登録経由手数料等の廃止

イ 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の審査の新設等

(2) 奈良県行政財産使用料条例の一部改正関係

工作物の設置による行政財産使用の場合に係る使用料の改定

(3) 奈良県立公園条例の一部改正関係

奈良県立公園における工作物の新築、改築等に係る使用料の改定

(4) 奈良県産業振興総合センター手数料条例の一部改正関係

奈良県産業振興総合センターにおける試験手数料の改定等

(5) 奈良県森林技術センター手数料条例の一部改正関係

奈良県森林技術センターにおける試験手数料の改定

(6) 奈良県道路占用料に関する条例の一部改正関係

道路占用料の改定等

(7) 奈良県流水占用料等に関する条例の一部改正関係

流水占用料等の改定等

(8) 奈良県立都市公園条例の一部改正関係

奈良県立都市公園における公園施設の使用料の改定等

(9) 奈良春日野国際フォーラム条例の一部改正関係

奈良春日野国際フォーラムにおける時間外使用料の新設

(10) 奈良県立学校における授業料等に関する条例の一部改正関係

ア 高等学校専攻科の授業料の新設

イ 高等学校専攻科の入学検査料の新設

ウ 高等学校専攻科の入学料の新設

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日等

(1) 令和二年四月一日から施行することとした。ただし、次に掲げるものは、

それぞれの日から施行することとした。

- (8)の一部 令和二年五月二十四日
- (10)のア及びウ 令和三年四月一日
- (10)のイ 規則で定める日
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県児童福祉施設条例の一部を改正する条例

1 奈良県立藤の木学園の設置

障害児入所施設である奈良県立登美学園及び奈良県立筒井寮を統合し、奈良県立藤の木学園を奈良市に設置することとした。

2 施行期日

令和二年四月一日から施行することとした。

◇奈良県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

1 財政安定化基金拠出率の改定

財政安定化基金拠出金に係る条例で定める割合は、十万分の三十八（現行十万分の四十）とすることとした。

2 施行期日

令和二年四月一日から施行することとした。

◇奈良県薬事研究センター条例の一部を改正する条例

1 奈良県薬事研究センターの位置の変更

奈良県薬事研究センターの位置を御所市から桜井市に変更することとした。

2 施行期日

令和二年四月一日から施行することとした。

◇奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例期間の延長

幼稚園の教諭の普通免許状を有し、又は保育士の登録を受けた副園長及び教

頭を、幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に含むことができる特例の期間を、五年間から十年間に延長することとした。

2 施行期日

令和二年四月一日から施行することとした。

◇奈良県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

1 営業の施設に係る管理運営基準の削除

食品衛生法の改正に伴い、同法で規定されることとなった営業の施設に係る管理運営基準を削除することとした。

2 施行期日等

(1) 令和二年六月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

(3) 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

◇奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

1 更新の登録の申請時に添付する書類の追加

浄化槽保守点検業者が更新の登録を受けようとする場合に、申請書に添付する書類として、浄化槽管理士が研修を受けていることを証する書面を追加することとした。

2 業務の追加

浄化槽保守点検業者は、その営業所に置かれる浄化槽管理士に、登録の有効期間ごとに一回以上、浄化槽の保守点検に関して必要な知識及び技能に関する研修を受けさせなければならないこととした。

3 施行期日等

(1) 令和二年四月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県中央卸売市場条例の一部を改正する条例

1 差別的取扱いの禁止

知事は、奈良県中央卸売市場（以下「市場」という。）の業務の運営に関し、卸売業者、仲卸業者その他の市場において売買取引を行う者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならないこととした。

2 卸売業務の許可

(1) 卸売の業務を行おうとする者は、知事の許可を受けなければならないこととした。

(2) (1)の許可は、取扱品目の部類ごとに行うこととした。

(3) (1)の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書に規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならないこととした。

ア 氏名又は名称及び住所

イ 商号

ウ 法人である場合にあつては資本金又は出資の額及び役員の名

エ 許可を受けて卸売の業務を行おうとする取扱品目の部類

(4) 知事は、(1)の許可の申請が次のいずれかに該当するときは、(1)の許可をしてはならないこととした。

ア 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

イ 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しないものであるとき。

ウ 申請者が市場の卸売の業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して三年を経過しない者であるとき。

エ 申請者が市場の仲卸業者又は仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。
オ 申請者が法人であつてその業務を執行する役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるとき。

カ 申請者（申請者が法人である場合にあつては、その役員）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員（以下「暴力団員等」という。）でなくなった日から五年を経過しない者であるとき。

キ 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

ク 暴力団員等が申請者の事業活動を支配していると認められるとき。

ケ 申請者が卸売の業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

コ 当該許可をすることによって卸売業者の数が条例に規定する最高限度を超えることとなるとき。

3 卸売業務の許可の取消し

(1) 知事は、卸売業者が2の(4)のア、イ若しくはエからクまでのいずれかに該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、2の(1)の許可を取り消すものとすることとした。

(2) 知事は、卸売業者が次のいずれかに該当するときは、2の(1)の許可を取り消すことができることとした。

ア 正当な理由がなく2の(1)の許可の通知を受けた日から起算して一月以内に条例に規定する保証金を預託しないとき。

イ 正当な理由がなく2の(1)の許可の通知を受けた日から起算して一月以内にその業務を開始しないとき。

ウ 正当な理由がなく引き続き一月以上その業務を休止したとき。

エ 正当な理由がなくその業務を遂行しないとき。

(3) (2)の規定による処分をしようとするときは、公開による聴聞を行わなければならないこととした。

4 卸売業者の事業の譲渡し等

卸売業者は、事業の譲渡し等を行う場合は、知事の認可を受けなければならないこととした。

5 名称変更等の届出

(1) 卸売業者は、次のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならないこととした。

ア 卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

イ 2の(3)アからウまでに掲げる事項に変更があったとき。

ウ 卸売の業務を廃止したとき。

(2) 卸売業者が死亡し、又は解散したときは、当該卸売業者の相続人又は清算

人は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならないこととした。

6 事業報告書の提出等

(1) 卸売業者は、規則で定めるところにより、事業年度ごとに事業報告書を作成し、毎事業年度経過後九十日以内に、これを知事に提出しなければならないこととした。

(2) 卸売業者は、当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をした者から前項の事業報告書（貸借対照表及び損益計算書に限る。）について閲覧の申出があった場合には、規則で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならないこととした。

7 せり売以外の方法による販売担当者の名簿の備付けの廃止

卸売業者は、市場において取り扱う物品をせり売以外の方法で卸売するときには、当該卸売に従事させる者の氏名を記載した名簿を備え付けなければならないとする規制を廃止することとした。

8 相対取引の規制の見直し

卸売業者が、条例に規定する特別の事情がある場合においてせり売又は入札の方法によらず相対取引を行うときに必要な知事の承認を廃止し、相対取引をしようとする場合には、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならないこととした。

9 売買取引条件の公表

卸売業者は、次に掲げる事項について、卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、公表しなければならないこととした。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法
- (4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
- (6) 出荷奨励金等がある場合には、その種類、内容（交付の基準を含む。）及びその額

10 市場外における卸売その他の販売の見直し

市場外における卸売その他の販売の規制について、次のとおり見直しを行うこととした。

(1) 卸売業者は、市場外において、取扱品目の部類に属する生鮮食品等の卸売その他の販売をしようとするときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならないこととした。当該届出の内容を変更しようとする場合も同様とすることとした。

(2) 知事は、(1)の届出があった場合において、当該届出に係る販売が卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、指名利害関係者又は奈良県中央卸売市場取引委員会の意見を聴かなければならないこととした。この場合において、奈良県中央卸売市場取引委員会は、委員の少数意見にも十分配慮するものとする事とした。

11 卸売の相手方の制限の見直し

卸売の相手方の制限の規制について、次のとおり見直しを行うこととした。

(1) 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならないこととした。ただし、次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでないこととした。

ア 当該卸売の相手方が、卸売、加工又は小売を行う者であること。

イ 当該卸売に係る仲卸業者、売買参加者その他の利害関係者との協議をあらかじめ行っていること。

(2) (1)のただし書の規定により仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしようとする場合には、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならないこととした。

12 市場外にある物品の卸売の禁止の見直し

市場外にある物品の卸売の禁止の規制を廃止し、次のとおり見直しを行うこととした。

(1) 卸売業者は、市場における卸売の業務について、次に掲げる要件を満たす場合は、市場内にある物品以外の物品の卸売をすることができることとした。
ア 市場の仲卸業者及び売買参加者に対して、当該取引に参加する機会が与えられていること。

イ 当該取引に係る物品について、次に掲げる事項が公表されること。

- (ア) 引渡年月日
- (イ) 物品名
- (ウ) 等級又は階級
- (エ) 荷姿
- (オ) 量目
- (カ) その他公正な価格形成を確保するために必要な事項として知事が定めるもの
- ウ 当該取引に係る物品の引渡方法が定められていること。
- エ 当該取引において、事故等が発生した場合の適切な対応が定められていること。

(2) 卸売業者は、知事から(1)の取引に係る書類等について閲覧を求められたときは、その求めに応じなければならないこととした。

(3) 知事は、(1)の取引に関し疑義が生じた場合は、奈良県中央卸売市場取引委員会の意見を聴くものとした。この場合において、卸売業者は、当該取引の内容について説明しなければならないこととした。

13 受託契約約款の承認の廃止

卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて定めた受託契約約款について、知事の承認を受けなければならないとする規制を廃止することとした。

14 仲卸業者の業務の規制の見直し

仲卸業者の業務の規制について、次のとおり見直しを行うこととした。

(1) 仲卸業者は、その許可に係る市場内においては、当該許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならないこととした。ただし、次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでないこととした。

ア 当該生鮮食料品等が次のいずれかに該当すること。

(ア) 市場内の取引において、卸売業者が卸売をしないものであること。

(イ) 市場内の取引において、卸売業者の卸売のみでは、仲卸業者及び売買参加者の需要を十分に満たすことができないものであること。

(ウ) 市場外の取引の状況等から、卸売業者の卸売のみでは、価格等の面で

仲卸業者及び売買参加者にとって著しく不利益となるものであること。
イ 当該生鮮食料品等を取り扱う卸売業者との協議をあらかじめ行っていること。

(2) (1)のただし書により生鮮食料品等を市場の卸売業者以外の者から買入れ販売しようとする場合には、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならぬこととした。

(3) 仲卸業者は、市場外において、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の販売をしようとするときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならぬこととした。当該届出の内容を変更しようとする場合も同様とする事とした。

(4) 知事は、(3)の届出があつた場合において、当該届出に係る販売が、仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、指名利害関係者又は奈良県中央卸売市場取引委員会の意見を聴かなければならぬこととした。この場合において、奈良県中央卸売市場取引委員会は、委員の少数意見にも十分配慮するものとする事とした。

(5) 仲卸業者は、仲卸業務の許可に係る取扱品目の部類に属する物品を貯蔵し、保管し、仕分けし、調製し、又は配送するための施設を市場外に設置しようとするときは、あらかじめその旨を知事に届け出なければならぬとする規制を廃止することとした。

15 委託手数料の種類ごとの受領額等の公表

卸売業者は、前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び出荷奨励金等がある場合にあっては前月の出荷奨励金等の種類ごとの交付額（条例の規定によりその条件を公表した委託手数料及び出荷奨励金等に限る。）を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、公表しなければならないこととした。

16 売買仕切金等の送付

(1) 仲卸業者は、条例の規定による買入れに係る代金を出荷者が指定する期日までに、出荷者が指定する方法により送付しなければならないこととした。
(2) 卸売業者は、売買仕切金については委託者が、販売代金については買付物品の出荷者が指定する方法により送付しなければならないこととした。

(3) 仲卸業者は、条例の規定による買入れに係る代金を出荷者が指定する期日

までに、出荷者が指定する方法により送付しなければならないこととした。
17 売買仕切書及び売買仕切金の送付の特約に係る書面の備付けの廃止

卸売業者は、売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者と特約をしたときは、規則で定めるところにより、書面を作成し、主たる事務所に備え付けなければならないとする規制を廃止することとした。

18 委託手数料等の規制の廃止

卸売業者は、知事に届け出た委託手数料率を変更してはならないとする規制及び知事に届け出た委託手数料以外の報償を收受してはならないとする規制を廃止することとした。

19 出荷奨励金の交付に係る改善措置命令の廃止

知事は、出荷奨励金の交付に係る帳簿を確認した場合において、当該帳簿に係る出荷奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認められるときは、出荷奨励金の交付基準の変更その他必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができるとする規定を廃止することとした。

20 買受代金の送付

(1) 仲卸業者、売買参加者その他卸売を受ける者は、買い受けた物品の代金を卸売業者が指定する方法により送付しなければならないこととした。

(2) 仲卸業者から物品を買い受ける者は、買い受けた物品の代金を仲卸業者が指定する期日までに、仲卸業者が指定する方法により送付しなければならないこととした。

21 完納奨励金の交付に係る改善措置命令の廃止

知事は、完納奨励金の交付に係る帳簿を確認した場合において、当該帳簿に係る完納奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認められるときは、完納奨励金の交付の基準の変更その他の必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができるとする規定を廃止することとした。

22 卸売業者に対する監督処分追加

卸売業者に対する監督処分に、卸売業務の許可の取消し処分を追加することとした。

- 23 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 24 施行期日等

- (1) 施行期日は、規則で定めることとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県営住宅条例の一部を改正する条例

- 1 指定管理者に行わせることができる業務の範囲の変更
指定管理者に行わせることができる業務から、奈良県営住宅の駐車場の使用料の收受等に関する業務を削除することとした。
- 2 利用料金制の廃止
奈良県営住宅の駐車場の使用料について、指定管理者の収入として收受させる利用料金制を廃止することとした。
- 3 施行期日
令和二年四月一日から施行することとした。

◇義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

- 1 健康及び福祉の確保を図るための措置
教育職員の服務を監督する教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に規定する指針に基づいて当該教育委員会が定めるところにより、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるものとすることとした。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日
令和二年四月一日から施行することとした。

◇卸売市場法施行条例を廃止する条例

- 1 条例の廃止

御売市場法施行条例（昭和四十七年三月奈良県条例第三十号）は、廃止することとした。

2 施行期日等

- (1) 令和二年六月二十一日から施行することとした。
- (2) 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

◇奈良県更生支援の推進に関する条例

1 前文

罪に問われた者等の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコールなどの依存のある者、高齢で身寄りがない者など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている者が多く存在する。

しかしながら、国の刑事司法手続を離れた後、罪に問われた者等が地域において就労の場や住まいを確保し、更には社会的な教育を受けるなど円滑な社会復帰を進めることができる支援体制は未だ十分には整っていない。そのため、これらの者の中には、地域社会で孤立し、個々に抱えた様々な課題を解決できないまま、再び罪に問われる者も少なくない。

このような状況に鑑み、奈良県は、国の司法行政と地域の福祉を繋ぐ役割を自ら担い、就労の場づくりを行うこと等により罪に問われた者等の社会復帰を支援し、誰もが地域の一員として包摂される社会の実現を目指すものである。

ここに、更生支援の推進に関する基本理念を明らかにしてその方向性を示し、更生支援の取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定することとした。

2 目的

この条例は、罪に問われた者等が必要とする更生支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに関係団体等及び県民等の役割を明らかにするとともに、更生支援に関する基本的な事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、罪に問われた者等の円滑な社会復帰の促進及び共生のまちづくりの推進を図り、もって更生を志す者を含む全ての県民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とすることとした。

3 定義

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによることとした。

ア 罪に問われた者等 再犯の防止等の推進に関する法律に規定する犯罪をした者等、被疑者、被告人等をいう。

イ 更生支援 罪に問われた者等が円滑に社会復帰することができるようにするための措置又は活動をいう。

ウ 関係機関等 国、市町村その他の関係機関及び関係団体等（更生支援等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者をいう。以下同じ。）をいう。

エ 県民等 県民及び県内において事業活動等を行う者又は団体をいう。

4 基本理念

(1) 更生支援の推進は、罪に問われた者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、罪に問われた者等が個々に抱える事情に応じ、必要な支援等を総合的に行うことにより、罪に問われた者等が地域社会において孤立することなく、県民等の理解及び協力を得て、地域社会とともに構成する一員となることができるよう行わなければならないこととした。

(2) 更生支援の推進は、県、関係機関等及び県民等がこの条例の目的について十分な理解を深め、それぞれの適切な役割分担を踏まえた相互の緊密な連携の下、罪に問われた者等が地域で安定した生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を総合的に、かつ、途切れることなく受けることができるよう行わなければならないこととした。

5 県の責務

県は、4の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県民等の理解を得つつ、関係機関等と連携し、罪に問われた者等が個々に抱える事情等に応じて必要な支援等に関する施策を総合的に実施するものとした。

6 関係団体等の役割

関係団体等は、基本理念にのっとり、罪に問われた者等の円滑な社会復帰を促進するため、それぞれの適切な役割分担を踏まえて行う活動により、更生支援に関する施策に協力するよう努めるものとした。

7 県民等の役割

県民等は、更生支援の重要性について理解を深めるとともに、更生支援に関する施策に協力するよう努めるものとする事とした。

8 関係機関等の間の緊密な連携協力の確保等

(1) 県は、更生支援に関する施策が円滑に実施されるよう、関係機関等の緊密な連携協力の確保、施策の効果の検証等を図るため、関係機関等が情報又は意見を交換する機会を設けるものとする事とした。

(2) 県は、更生支援に関する施策の実施に当たっては、関係機関等に対して、必要な情報を適切に提供するものとする事とした。

(3) 関係団体等は、(2)により提供を受けた罪に問われた者等の個人情報その他の罪に問われた者等の個人情報等を適切に取り扱わなければならないこととした。

9 特性に応じた支援等

県は、罪に問われた者等に対する支援等を行うときは、罪に問われた者等の意思が尊重されるべきであることを認識し、支援等の内容に応じ、個々の特性を十分に踏まえて行うものとする事とした。

10 就労の支援

県は、罪に問われた者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、罪に問われた者等の就労の場の確保その他の就労及びその継続等のために必要な施策を講ずるものとする事とした。

11 住居の確保の支援

県は、罪に問われた者等のうち、健全な社会生活を営むために必要となる適切な住居を確保することができないことによりその更生が妨げられるおそれのあるものの自立を支援するため、罪に問われた者等が地域において生活を営むための住居の確保の支援その他の必要な施策を講ずるものとする事とした。

12 福祉サービス等の提供による支援

(1) 県は、罪に問われた者等のうち、高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するものについて、関係機関等との適切な連携及び役割分担を踏まえ、その心身の状況に応じた適切な福祉サービスを提供するものとする事とした。

(2) 県は、罪に問われた者等のうち、傷病等の事情があつて自立した生活を営む上での困難を有するものについて、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービスが提供されるよう、関係機関等との連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする事とした。

13 県民等の理解の増進

県は、更生支援の重要性について、県民等の理解を深め、その施策について協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする事とした。

14 具体的施策

(1) 県は、9から13に定める罪に問われた者等の更生支援に関する施策を一体的かつ効果的に実施するため、法人を設立し、次に掲げる事業を実施させるものとする事とした。

ア 罪に問われた者等を雇用し、並びに職場における就業体験の機会その他就労の場を確保し、及び提供すること。

イ アにより雇用した者に対し、住居の貸与等を行うこと。

ウ アにより雇用した者に対し、企業等への就職その他の社会復帰を支援するため、職業訓練及び社会的な教育を行うこと。

エ アからウまでに掲げるもののほか、罪に問われた者等の相談に応じることその他罪に問われた者等の社会復帰に必要な支援を行うこと。

(2) (1)の法人は、(1)のアにより雇用した者が企業等に就職した後、当該企業等を離職した場合において、当該者が希望するときは、再び(1)のアからエまでの支援を行うものとする事とした。

15 施行期日

令和二年四月一日から施行することとした。

◇奈良県豊かな食と農の振興に関する条例

1 前文

食は、生命を維持する上で不可欠なものであるとともに、健全な心身及び豊かな人間性を育む基本となるものであり、その食を農が支えてきた。奈良県の農は、気候、地形、土壌等の自然の特性を生かし、生産者の努力及び創意により、全国に誇る農畜水産物を生み出すとともに、長い歴史を通じて、郷土料理

等を創出し、豊かな食文化を形成してきた。

しかしながら、農との関わりの中で育まれてきた食は、歴史、文化、自然等と並んで、重要な地域資源の一つであるにもかかわらず、奈良県を訪れる人にもその魅力が十分に伝わらず、「奈良にうまいものなし」との印象を与えてきた一面がある。また、近年の食と農を取り巻く情勢は、担い手不足、耕作放棄地の増加等の生産者側の課題に加え、人口構造、世帯構成、ライフスタイルの変化等に伴う消費者側の食に対するニーズの多様化、食のグローバル化の進展、食品ロスの問題等により、大きく変化している。

こうした情勢の変化の中で、子どもの頃からの健康的な食生活の実践が健康寿命の延伸に関わるとともに、おいしい食事の提供機会の拡大が、観光における楽しみの一つとして、新たな交流の促進や地域の振興にもつながっており、食の果たす役割は大きくなっている。こうした食の重要性に伴って、良質な食材を提供する役割を担うとともに、地域の個性や魅力づくりに欠かせない農への期待も一層、高まっている。この食の果たす役割と農への期待を踏まえ、消費と生産との好循環をつくりだすとともに、消費者にあっては食に対する理解の深化や感謝の念に、生産者にとっては食を支えることへの誇りの醸成につなげていくためにも、両者を一体的に振興していかなければならない。

ここに、食と農の振興について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、実効性のある取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定することとした。

2 目的

この条例は、食と農の振興に関し、基本理念を定め、県の責務並びに生産者等、食品関連事業者等及び県民の役割を明らかにするとともに、食と農の振興の施策の基本となる事項を定めることにより、食と農の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康で豊かな生活の向上及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とするものとした。

3 定義

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによることとした。

ア 農 農業、畜産業及び水産業（以下「農畜水産業」という。）、農畜水

産業を営む者、農地、農村その他の農畜水産業に関連する事項をいう。

イ 農畜水産物等 農畜水産業によって生産される農畜水産物及びその加工食品をいう。

ウ 生産者等 農畜水産業を営む者及びその組織する団体をいう。

エ 食品関連事業者等 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体をいう。

オ 食のブランド化 食品等又はサービスの付加価値を高め、情報発信力及び競争力に関し優位性を持たせることをいう。

4 基本理念

食と農の振興は、県民及び県を訪れる者に、安全で品質の優れた農畜水産物等及びおいしく食べる機会を提供するとともに、食のブランド化を進めることを基本とし、県、生産者等、食品関連事業者等及び県民が適切な役割分担並びに相互の連携及び協力の下、県民の健康増進及び豊かな食生活、子どもの健全育成並びに観光振興等の地域経済の活性化に資するよう、一体的に推進しなければならぬこととした。

5 県の責務

(1) 県は、4の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食と農の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有することとした。

(2) 県は、(1)の施策を実施するに当たっては、生産者等、食品関連事業者等及び県民との協働に努めるとともに、国及び市町村との連携を図るものとする
こととした。

6 生産者等の役割

生産者等は、基本理念にのっとり、県が実施する施策に協力するとともに、消費者の求めに応じて、品質の優れた農畜水産物等を供給するため、安全で信頼性の高い農畜水産物等の生産、流通及び販売に努めるものとした。

7 食品関連事業者等の役割

食品関連事業者等は、基本理念にのっとり、県が実施する施策に協力するとともに、品質の優れた県産の農畜水産物等の利用を進め、食と農の振興に積極的な役割を果たすよう努めるものとした。

8 県民の役割

県民は、基本理念にのっとり、県が実施する施策に協力するとともに、品質の優れた農畜水産物等の理解を深め、その消費をすること等により、健康的で豊かな食生活の実践に努めるものとするものとした。

9 食と農の振興に関する基本計画

(1) 知事は、食と農の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならないこととした。

(2) 基本計画は、食と農の振興に関する主要な目標及び実施する施策について定めるものとした。

(3) 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないこととした。

(4) 知事は、基本計画を定めるときは、これを公表しなければならないこととした。

(5) (3)及び(4)は、基本計画の変更について準用することとした。

10 食の提供の充実

県は、食の提供の充実を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとするものとした。

ア 農畜水産物の生産の拡大を図るための市場動向の的確な把握の推進及び重点的に生産振興を行う品目の設定並びに農畜水産物の品質の向上、安全性及びその信頼性の確保並びに安定的な生産に必要な施策

イ 生産者等、食品関連事業者等又はそれらのものが連携して行う事業の多角化及び高度化並びに新たな事業の創出の推進に必要な施策

ウ 農畜水産物等に係る国内外への情報発信、流通の円滑化及び多様な販路拡大に必要な施策

11 食を楽しむ機会の拡大

県は、食を楽しむ機会の拡大を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとするものとした。

ア 農に関する知識及び理解を有する飲食業経営者の養成及び開業に関する支援に必要な施策

イ 県内の飲食店及び宿泊施設（以下「飲食店等」という。）における県産

の農畜水産物等の食材としての利用の促進その他県内の飲食店等が提供する食事についての満足度の向上に必要な施策

ウ 食と農に関する地域資源に触れ、及び親しむ機会の拡大による誘客の促進に必要な施策

12 健康的な食生活の実現
エ 地域の食文化の継承、創造及び発信に必要な施策

県は、県民の健康的な食生活の実現を図るため、品質の優れた農畜水産物等を活用した適切な食習慣の普及及び定着に必要な施策を講ずるものとしたこととした。

13 子どもの健全育成

県は、発育及び発達の重要な時期にある子どもの健全な育成を図るため、家庭、学校及び地域社会における県産の農畜水産物等の利用を促進するとともに、

子どもの食生活の改善に資する食事の機会の提供の推進に必要な施策を講ずるものとしたこととした。

14 市町村に対する支援

県は、市町村が実施する基本理念に沿った食と農の振興に関する施策を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとしたこととした。

15 財政上の措置

県は、基本理念に基づき食と農の振興に関する施策を実施するため、効果的かつ効率的に財政上の措置を講ずるよう努めるものとしたこととした。

16 施行期日

令和二年四月一日から施行することとした。

◇奈良県産材の安定供給及び利用の促進に関する条例

1 前文

木材は、健康で快適な暮らしの実現、環境への負荷の軽減等、様々な効用を有する資源であり、その利用の促進が期待されている。また、木材を安定的に供給し、多用途に利用していくことは、森林の適切な管理につながり、森林の

有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能の持続的な発揮に資するものである。

しかしながら、木材価格の低迷、山村地域の人口の減少、高齢化の進行等により、林業及び木材産業を取り巻く情勢は厳しさを増しており、このままでは木材を安定的に供給し、多用途に利用することが困難となり、ひいては森林の有する多面的機能の発揮に支障を来し、県民の安全で豊かな生活及び地域経済に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。

このような状況に対処するためには、県、市町村、森林所有者、林業事業者、森林組合、木材産業事業者、建築関係事業者及び県民が相互に連携協力し、それぞれの役割を果たすことにより、県産材の安定供給及び利用を促進し、森林を県民共通の財産として次世代に引き継いでいかななくてはならない。

ここに、県産材の安定供給及び利用の促進に関し、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、これらに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定することとした。

2 目的

この条例は、県産材の安定供給及び利用の促進に関し、基本理念を定め、県、森林所有者、林業事業者、森林組合及び木材産業事業者の責務並びに建築関係事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、県産材の安定供給及び利用の促進に関する施策の基本となる事項等を定め、県産材の安定供給及び利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、県産材の安定供給及び利用を促進し、もって豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とすることとした。

3 定義

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによることとした。

ア 県産材 県内で生産された木材をいう。

イ 森林所有者 権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。

ウ 林業事業者 森林施業（造林、保育、伐採その他の森林における施業をいう。以下同じ。）を行う事業者をいう。

エ 森林組合 森林組合法の規定による森林組合をいう。

オ 木材産業事業者 木材その他の林産物の加工又は流通の事業を行う事業者をいう。

カ 建築関係事業者 建築物の設計又は施工の事業を行う事業者をいう。

4 基本理念

県産材の安定供給及び利用の促進は、持続可能な森林経営により、森林が次世代に引き継がれることに鑑み、長期的な展望に立ち、県、市町村、森林所有者、林業事業者、森林組合、木材産業事業者、建築関係事業者及び県民の適切な役割分担並びに相互の連携及び協力の下、奈良県森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図る条例と相まって、将来にわたり持続的に推進されなければならないこととした。

5 県の責務

(1) 県は、4の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県産材の安定供給及び利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有することとした。

(2) 県は、(1)の施策を実施するに当たっては、森林所有者、林業事業者、森林組合、木材産業事業者、建築関係事業者及び県民（以下「森林所有者等」という。）との協働に努めるとともに、国及び市町村との連携を図るものとすることとした。

6 森林所有者の責務

森林所有者は、基本理念にのっとり、県が実施する県産材の安定供給に関する施策に協力するものとすることとした。

7 林業事業者の責務

林業事業者は、基本理念にのっとり、県が実施する施策に協力するとともに、森林の経営の中核的な担い手として、県産材の安定供給に積極的に努めるものとすることとした。

8 森林組合の事業体の責務

森林組合は、基本理念にのっとり、県が実施する施策に協力するとともに、地域における森林の経営の中核的な担い手として、県産材の安定供給に積極的に努めるものとすることとした。

9 木材産業事業者の責務

木材産業事業者は、基本理念にのっとり、県が実施する施策に協力するとともに、県産材の安定供給及び利用の促進その他の木材産業の振興に積極的に努めるものとするものとした。

10 建築関係事業者の役割

建築関係事業者は、基本理念にのっとり、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するとともに、その事業活動において、県産材に係る知識の習得、木造建築技術の継承及び向上、県産材の利用の促進を担う人材の育成並びに県産材の積極的な利用に努めるものとするものとした。

11 県民の役割

県民は、基本理念にのっとり、県が実施する施策に協力するとともに、県産材及び県産材を使用した木製品（以下「県産材等」という。）の積極的な利用に努めるものとするものとした。

12 県産材の安定供給の促進

(1) 県は、県産材の安定供給の促進を図るため、高性能な林業機械の積極的な導入の促進、森林における路網の計画的な整備等の森林施業の集約化及び合理化の促進その他の必要な施策を講ずるものとするものとした。

(2) 県は、林業事業者及び森林組合が森林所有者相互の森林施業に関する合意形成の仲介、林業に関する計画の提案等により県産材の安定供給の促進に積極的な役割を果たすことができるよう、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとするものとした。

13 県産材の利用の促進

(1) 県は、県産材の利用の促進を図るため、県産材の認証制度の普及、公共事業及び公共建築物における県産材の利用の推進、県産材を使用する住宅等の建設の促進、県産材等の国内外への販路の拡大、木質バイオマス等その他の用途としての県産材の活用促進その他の必要な施策を講ずるものとするものとした。

(2) 県は、木材産業事業者が県産材の加工の効率化、流通の合理化等により県産材の利用の促進に積極的な役割を果たすことができるよう、情報の共有化の推進その他の必要な施策を講ずるものとするものとした。

14 人材の育成及び確保

(1) 県は、林業従事者の育成及び確保を図るため、林業に係る高度な技術の習得のための研修の実施、労働条件の向上の促進その他の必要な施策を講ずるものとするものとした。

(2) 県は、県産材等の利用の促進を担う人材の育成を図るため、県産材等に関する知識の習得のための取組の推進その他の必要な施策を講ずるものとしたこととした。

15 山村地域の活性化

県は、山村地域の活性化を促進するため、森林資源の総合的な利用、都市と山村との間の交流の促進その他の必要な施策を講ずるものとしたこととした。

16 普及啓発

県は、県産材等の積極的な利用を促進するため、県民が木に親しみ、触れ合い、及び木の利用の意義を学ぶ機会の確保、県産材等に関する情報発信その他の普及啓発に必要な施策を講ずるものとしたこととした。

17 木の文化の継承

(1) 県は、地域における伝統的な育林技術を次世代に引き継ぐため、歴史的木造建造物の保存及び修復に必要な木の保育等の技術に係る研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとしたこととした。

(2) 県は、地域における伝統的な木工技術その他の木の文化を次世代に引き継ぐため、木の文化の普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとしたこととした。

18 市町村に対する支援

県は、市町村が実施する県産材の安定供給及び利用の促進に関する施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとしたこととした。

19 先進的な取組に対する支援

県は、森林所有者等が行う県産材の安定供給及び利用の促進に関する先進的な取組を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとしたこととした。

20 財政上の措置

県は、基本理念に基づき県産材の安定供給及び利用の促進に関する施策を实

施するため、効果的かつ効率的に財政上の措置を講ずるよう努めるものとする
こととした。

21 実施状況の公表

知事は、毎年度一回、この条例に基づき県が講じた施策の実施状況を取りま
とめ、公表するものとするものとした。

22 施行期日等

- (1) 令和二年四月一日から施行することとした。
- (2) 奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興条例（平成二十二年三月奈
良県条例第五十号）は、廃止することとした。
- (3) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図る条例

1 前文

奈良県は、県土の約八割を森林が占め、春日山の原始林、大峯奥駈道などの
山岳景観を有する森林、吉野の人工美林など多様で貴重な森林を有している。
しかるに、近年、地球温暖化に伴う気候変動による豪雨災害、多様な生態系へ
の影響その他の様々な問題が発生し、森林の有する多面的機能への期待が大き
く高まってきた。

しかしながら、木材価格の低迷、山村地域の人口の減少、高齢化の進行等の
林業をめぐる環境の変化により、林業の収益をもって森林環境を維持するモデ
ルは、その有効性において困難が生じてきている。

このような状況を踏まえ、森林の有する国土の保全、自然環境の保全などの
多面的機能をいかなる状況の下でも恒久的に発揮し続けさせるには、新たな挑
戦が必要である。また、森林の有する多面的機能に関する法令は多岐にわたり、
森林現場での総合的かつ効果的な運用には、持続的な工夫及び努力も必要にな
っている。

ここに、森林環境の維持向上が県民生活の安定的な向上に不可欠であること
が県民共通の理解となり、森林と人とが良好な関係を築きながら、森林が将来
にわたって県民の貴重な財産として引き継がれていくことを願い、森林・林業
基本法の趣旨にのっとり、森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共

生を図ることを目指して、この条例を制定することとした。

2 目的

この条例は、森林環境の維持向上に関し、基本理念を定め、県、森林所有者、林業事業者、森林組合及び県民の責務を明らかにするとともに、森林環境の維持向上の施策の基本となる事項等を定め、当該施策を総合的かつ体系的に推進することにより、森林の四機能を高度に発揮し、及び森林・林業基本法その他の法令に沿った森林環境の維持向上に関する実効的な取組を促進し、もって森林と人との恒久的な共生を図ることを目的とするものとした。

3 定義

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによることとした。

ア 森林環境の維持向上 適地適木（標高、地形、地質、気候等の諸条件を考慮して樹種を選定することをいう。）による造林及び適時かつ適切な方法による保育、伐採等を行うことにより、森林の四機能を高度に発揮させることをいう。

イ 森林と人との恒久的な共生 豪雨により発生した土砂の崩壊による災害等森林に関する脅威を理解した上で、森林がもたらす恵沢を安定的に享受し、森林と人との良好な関係を永続的に築き続けることをいう。

ウ 森林の有する多面的機能 森林・林業基本法に規定する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能をいう。

エ 森林の四機能 森林環境の維持向上の施策を総合的かつ体系的に推進する観点から、森林の有する多面的機能を四区分した機能であつて、次に掲げるものをいう。

(ア) 森林資源生産機能（木材、木の実、きのこ類等の食材、漆等の工芸品の原料、清浄な水等の森林資源を持続的に供給する機能並びに温室効果ガスの吸収及び排出の抑制作用により地球温暖化の防止に寄与する機能をいう。）

(イ) 防災機能（土砂の流出又は崩壊その他の災害の防止機能及び水の貯留・かん養機能により森林が県土を保全する機能をいう。）

(ウ) 生物多様性保全機能（様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することを保全する機能並びにそれにより自然環境を持続的に保全する機能をいう。）

(エ) レクリエーション機能（レクリエーション、スポーツ、教養文化活動、休養等を森林において行うことにより身体的及び精神的な健康を回復し、日常生活の向上への活力を獲得する機能をいう。）

オ 恒続林 地域の特性に応じた種類の樹木が異なる樹齢及び高さの状態が存在し、適時かつ適切な方法による保育及び択伐による継続的な木材生産により環境が維持される森林をいう。

カ 適正人工林 スギ、ヒノキその他の人工造林を代表する種類の樹木が同程度の樹齢及び高さの状態が存在し、適時かつ適切な方法による保育により環境が維持される森林であって、木材生産を主目的とするものをいう。

キ 自然林 スギ、ヒノキその他の人工造林を代表する種類の樹木と地域の特性に応じた種類の樹木が混交する森林であって、自然の遷移により環境が維持されるものをいう。

ク 天然林 地域の特性に応じた種類の樹木が自然に生成することにより環境が維持される森林をいう。

ケ 森林所有者 権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。

コ 林業事業者 森林施業（造林、保育、伐採その他の森林における施業をいう。以下同じ。）を行う事業者をいう。

サ 森林組合 森林組合法の規定による森林組合をいう。

4 基本理念

森林環境の維持向上は、森林がもたらす恵沢が県民にとってかけがえのない財産であることに鑑み、森林・林業基本法の趣旨にのっとり、長期的な展望に立ち、県、市町村、森林所有者、林業事業者、森林組合及び県民の適切な役割分担並びに相互の連携及び協力の下、森林法その他の法令と相まって、総合的かつ体系的に推進されなければならないこととした。

5 県の責務

(1) 県は、4の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、森林環境

の維持向上に必要な施策を実施する責務を有することとした。

(2) 県は、森林環境の維持向上を図るための専門的な知識及び技能を有する人材を養成するために必要な施策を実施する責務を有することとした。

(3) 県は、(1)及び(2)の施策を実施するに当たっては、森林所有者、林業事業者、森林組合及び県民との協働に努めるとともに、国及び市町村との連携を図るものとする事とした。

6 森林所有者の責務

(1) 森林所有者は、基本理念にのっとり、県が実施する施策に協力するとともに、森林が県民に多くの恵沢をもたらすものであること及び森林の荒廃による土砂の流出等の原因とする災害が地域社会に大きな影響を及ぼすことに鑑み、その所有する森林の森林環境の維持向上に努めなければならないこととした。

(2) 森林所有者は、その所有する森林に関する権利関係が不明確とならないよう努めなければならないこととした。

7 林業事業者の責務

林業事業者は、基本理念にのっとり、県が実施する施策に協力するとともに、森林環境の維持向上に努めなければならないこととした。

8 森林組合の責務

森林組合は、基本理念にのっとり、県が実施する施策に協力するとともに、組合員に対する森林環境の維持向上に関する指導等に努めなければならないこととした。

9 県民の責務

県民は、基本理念にのっとり、県が実施する施策に協力するとともに、森林がもたらす恵沢を享受していることの重要性についての理解を深め、森林の適正な利用に努めるものとする事とした。

10 森林環境の維持向上に関する指針

(1) 知事は、森林環境の維持向上に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な指針（以下「指針」という。）を定めなければならないこととした。

(2) 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする事とした。

ア 森林環境の維持向上に関する目標

イ 森林環境の維持向上に関する施策の方針

ウ 森林環境の維持向上に関する施策の基本となる事項

エ アからウまでに掲げるもののほか、森林環境の維持向上に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(3) 知事は、指針を定めようとするときは、あらかじめ、奈良県森林審議会の意見を聴かなければならないこととした。

(4) 知事は、指針を定めたときは、これを公表しなければならないこととした。

(5) (3)及び(4)は、指針の変更について準用することとした。

11 目指すべき森林への誘導

(1) 県は、森林環境の維持向上のために、森林の植生状態、立地条件等を踏まえ、民有林（森林法の規定により、知事が定めた地域森林計画の対象とする民有林をいう。以下同じ。）を恒続林、適正人工林、自然林又は天然林へ誘導するものとする。以下同様。を恒続林、適正人工林、自然林又は天然林へ誘導するものとする。以下同様。

(2) 県は、(1)により恒続林、適正人工林、自然林又は天然林へ誘導するために、その誘導する技術及び知識の指導その他の必要な施策を講ずるものとする。以下同様。ととした。

12 森林資源の継続的な生産等

(1) 県は、森林資源が持続的に供給されるよう、森林資源の生産及び利用に係る活動の継続的な実施の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。以下同様。ととした。

(2) 県は、森林の温室効果ガスの吸収及び排出の抑制作用による地球温暖化の防止に寄与する機能が効果的に発揮されるよう、間伐材等の木材の持続的な供給及び利用の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。以下同様。ととした。

13 災害の発生の防止等

(1) 県は、土砂の流出又は崩壊その他の災害の発生を防止し、又はこれらの災害を軽減するため、森林施業の促進、国、市町村等の関係機関が保有する災害に関する情報の共有その他の必要な施策を講ずるものとする。以下同様。ととした。

(2) 県は、森林における水の貯留・かん養機能の維持及び向上を図るため、森林施業の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。以下同様。ととした。

14 生物多様性の保全等

県は、森林における生物の多様性を保全する機能及びそれにより自然環境を持続的に保全する機能が効果的に発揮されるよう、森林の適切な整備及び保全の促進その他の必要な施策を講ずるものとする事とした。

15 森林の利用の促進

県は、レクリエーション、スポーツ、教養文化活動、休養等の多様な活動を森林において行うことにより、身体的及び精神的な健康を回復できるよう、森林の利用の促進その他の必要な施策を講ずるものとする事とした。

16 森林に関する環境教育の推進

県は、森林の四機能についての県民の理解及び関心を深め、森林と人との恒久的な共生に関する意識の醸成を図るため、体験学習の実施、指導者の養成その他の森林に関する環境教育の推進に必要な施策を講ずるものとする事とした。

17 間伐木を残置する場合の措置

森林所有者その他権原に基づき森林の立木の使用又は収益をする者は、民有林の立木を間伐する場合において、間伐木（間伐により伐木されたものをいう。以下同じ。）を残置するときは、当該間伐木が及ぼす支障を防止し、若しくは軽減し、又は当該民有林の環境を保全するため、当該間伐木を適切に処理しなければならぬこととした。

18 適切な方法による皆伐等

森林所有者その他権原に基づき森林の立木の使用又は収益をする者は、民有林の立木を皆伐するときは、土砂の流出又は崩壊その他の災害の発生を防止し、又はこれらの災害を軽減し、森林環境の維持向上を図るため、知事が定める方法により適切に行い、及び当該皆伐跡地の確実な更新を確保しなければならぬこととした。

19 奈良県フォレストナー

- (1) 知事は、森林環境の維持向上に関する専門的職員として奈良県フォレストナーを置くこととした。
- (2) 奈良県フォレストナーは、次のいずれかに該当する県の職員のうちから、知事が任命することとした。

ア 奈良県フォレストアカデミー条例に規定する奈良県森林環境管理士の資格を有する者

イ 森林法に規定する林業普及指導員試験に合格した者であつて、森林環境の維持向上に必要な知識及び能力を習得させるための教育訓練の課程を修了したもの

ウ ア及びイに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると知事が認められた者

(3) 奈良県フォレストは、11の目指すべき森林への誘導及び森林環境の維持向上に関する技術及び知識の普及指導、森林の巡視その他の森林環境の維持向上に関する事務についての専門的事項をつかさどることとした。

(4) 奈良県フォレストは、市町村の職員と連携し、(3)の事務に取り組むものとするものとした。

20 地域森林計画に定める事項等

(1) 知事は、この条例の趣旨を踏まえ、森林法の規定によりたてた地域森林計画において、森林の四機能を持続的に発揮させるための事項を定めるものとするものとした。

(2) 知事は、森林法に規定する市町村森林整備計画に関し、市町村から同法に規定する協議を受けたときは、当該計画に森林の四機能を持続的に発揮させるための事項が定められていることについて確認するものとした。

21 市町村に対する支援

県は、市町村が実施する指針に沿った森林環境の維持向上に関する施策を支援するため、この条例に係る事業その他の森林環境の維持向上に係る事業について、当該市町村に情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとした。

22 先進的な取組に対する支援

県は、森林所有者、林業事業者、森林組合及び県民が行う森林環境の維持向上に関する先進的な取組を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとした。

23 財政上の措置

県は、基本理念に基づき森林環境の維持向上に関する施策を実施するため、

効果的かつ効率的に財政上の措置を講ずるよう努めるものとした。

24 実施状況の公表

知事は、毎年度一回、指針に基づき県が講じた施策の実施状況をとりまとめ公表するものとする事とした。

25 施行期日

令和二年四月一日から施行することとした。ただし、17及び18は、同年十月一日から施行することとした。

◇奈良県フォレスターアカデミー条例

1 設置

森林環境の維持向上に関する専門的な知識を有し、かつ、それを実践することができると技術及び技能を備えた人材を養成し、もって森林と人との恒久的な共生に寄与するため、奈良県フォレスターアカデミー（以下「アカデミー」という。）を吉野郡吉野町に設置することとした。

2 学科及び修業期間

アカデミーの学科は、フォレスター学科及び森林作業員学科とし、修業期間は、フォレスター学科にあつては原則として二年、森林作業員学科にあつては原則として一年とする事とした。

3 入学資格

アカデミーに入学することができる者は、学校教育法による高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると知事が認めた者とする事とした。

4 入学承認

アカデミーに入学しようとする者は、知事の承認を受けなければならないこととした。

5 入学検査料

(1) アカデミーの入学を志願する者は、入学検査料として二、二〇〇円を県に納付しなければならないこととした。

(2) 入学検査料は、入学願書に添えて納付しなければならないこととした。

(3) 知事は、必要があると認めるときは、入学検査料の全部又は一部を免除することができることとした。

(4) 既納の入学考査料は、還付しないこととした。ただし、知事が必要があると認めるときは、この限りでないこととした。

6 入学料

(1) 4によりアカデミーに入学を承認された者は、入学料として五、六五〇円を県に納付しなければならないこととした。

(2) 入学料は、入学の日から十五日以内に納付しなければならないこととした。

(3) 知事は、必要があると認めるときは、入学料の全部又は一部を免除することとすることができることとした。

(4) 既納の入学料は、還付しないこととした。ただし、知事が必要があると認めるときは、この限りでないこととした。

7 授業料

(1) アカデミーに入学した者は、授業料を納めなければならないこととした。

(2) 授業料の額は、年額一一八、八〇〇円とすることとした。

(3) 授業料は前期及び後期に分ち、(2)の額の半額ずつを知事の指定する期日に納めなければならないこととした。ただし、知事は、必要があると認めるときは、授業料を分割して納めさせることができることとした。

(4) 知事は、必要があると認めるときは、授業料の全部又は一部を免除することとすることができることとした。

(5) 既納の授業料は、還付しないこととした。ただし、知事が必要があると認めるときは、この限りでないこととした。

8 手数料

(1) アカデミーにおいて、(2)のアカからエまでの証明を受けようとする者は、手数料を納めなければならないこととした。

(2) 手数料の額は、次のとおりとすることとした。

ア 卒業証明（卒業見込証明を含む。） 一件につき 五百円

イ 成績証明 一件につき 五百円

ウ 在学証明（在学した期間の証明を含む。） 一件につき 五百円

エ 進学に関する証明（調書を含む。） 一件につき 五百円

(3) 手数料は、証明を受けようとする際、納めなければならないこととした。

(4) (1)から(3)までは、在学中の者については、適用しないこととした。

9 資格の授与

知事は、卒業することができず学生に対して、フォレスター学科にあつては奈良県森林環境管理士の資格を、森林作業員学科にあつては奈良県森林環境管理作業士の資格を授与することとした。

10 その他

この条例に定めるもののほか、アカデミーの管理運営に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

11 施行期日等

(1) 令和三年四月一日から施行することとした。ただし、(2)は、公布の日から施行することとした。

(2) 4の入学の承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、3から5までの例により行うことができることとした。